

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

A 社において，法人税法上，譲渡対価 1 億 2,000 万円から譲渡原価 8,000 万円を控除した譲渡利益額 4,000 万円を令和 7 事業年度の所得の金額の計算上，益金の額に算入する。

(法人税法 61 条 1 項) **A**

問 2

A 社において，法人税法上，時価法による評価額 1,500 万円を甲の期末時における評価額として，評価損 500 万円を令和 7 事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。

(法人税法 61 条 2 項 1 号 3 項) **A**

問 3

B 社が行ったインターネット広告は，B 社において，消費税法上，特定資産の譲渡等に該当し，課税の対象とならないため，受領した代金は課税標準に含めない。

(消費税法 2 条 1 項 8 号の 2，4 条 1 項，28 条 1 項) **B**

問 4

P において，所得税法上，840 万円が給与所得の収入金額に算入され，給与に加算して支払われた 100 万円については，非課税となる。

(所得税法 9 条 1 項 15 号，28 条 1 項，36 条 1 項) **B**

第 1 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法 2 条 12 号の 8 イ, 24 条 1 項 1 号 B (※)
②	×	C 社における資産及び負債は, 最後事業年度終了の時の帳簿価額により引
		継ぎをしたものとして, 所得の金額を計算するため, 時価評価損益は生じな
		い。(法人税法 2 条 12 号の 8 イ, 62 条の 2 第 1 項) B (※)
③	○	消費税法 14 条 1 項, 28 条 1 項 C
④	×	丙機械装置の時価 600 万円と実際対価 200 万円の差額 400 万円は役員給与
		に該当するが, 損金の額に算入されない。
		(法人税法 34 条 1 項 4 項) A
⑤	○	所得税法 22 条 2 項 2 号, 34 条 B

(※) 「政令は考慮しない」の解釈について

本問においては、冒頭で次のような指示が与えられている。

「同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法、租税条約及び**政令は考慮しないものとする。**」

1. 本法と政令の関係について

上記の冒頭の指示は、例外規定や特殊なケースを想定した規定を排除し、基本となる法令（法人税法等）のみに従って解答させるために与えられていると考えられる。例年、同じような指示が与えられるが、「政令は考慮しない」という指示が与えられたのは初めてである。

本来、本法で基本的な枠組みを定め、その具体的な内容を政令等に委任していることから、両者は一体となって機能すると考えられる。そのため、本法のみを前提として個々の事実関係への当てはめを行うことは、法令の構造上、必ずしも自然ではない。

2. 本問において、「政令は考慮しない」とされた趣旨

本問において、この指示が直接的に関連するのは問いの①と②における適格合併の判定である。適格合併については、法人税法2条12号の8に規定されているが、本問における適格合併は次の規定の適用対象となる。

法人税法2条12号の8イ

その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が法人を設立する合併（以下この号において「新設合併」という。）である場合にあっては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人による完全支配関係 その他の政令で定める関係がある場合の当該合併

法人税法施行令4条の3第2項第2号

法第2条第12号の8イに規定する政令で定める関係は、次に掲げるいずれかの関係とする。

二 合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係（当該合併が無対価合併である場合にあっては、次に掲げる関係がある場合における当該完全支配関係に限る。）があり、かつ、当該合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該合併後に当該合併に係る合併法人を被合併法人又は完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併又は適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当該合併の時から当該適格合併又は適格株式分配の直前の時まで当該完全支配関係が継続すること。） **が見込まれている場合における当該合併に係る被合併法人と合併法人との間の関係**

本問における適格合併の判定をする上で、法人税法施行令4条の3第2項第2号を考慮しなければならないことは言うまでもないが、冒頭の指示「政令は考慮しない」を額面通りに捉えれば、「施行令の存在はないものとして考えるため、本問における合併を非適格合併と整理する。」と解釈する余地がある。

しかし、そのように解釈してしまうと、与えられた事案との整合性が取れず、問題として破綻していることになってしまう。そのため、作問者の意図は、「**適格合併の判定をする上では、施行令の細かな判定までは行う必要はない。**」という試験上の配慮であると解釈した。

第2問 答案用紙<1>

(租 税 法)

問題 1

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. (2)について	2 A	, ,	9,062,800
[資料] 6. (3)及び(4)について	2 A	106,117,100	, ,
[資料] 6. (5)及び(6)について	2 A	102,108	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. (1)について	2 A	5,400,000	, ,
[資料] 7. (2)について	2 B	4,000,000	, ,

(商品に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. (1)及び(2)について	2 B	2,454,500	, ,

(税法上の繰延資産に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. (1)及び(2)について	2 A	, ,	2,100,000

(固定資産に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 10. (1)について	2 B	15,500,000	, ,
[資料] 10. (2)及び(3)について	2 A	916,500	, ,

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

(外貨建取引に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 11. について	2 A	1,620,000	, ,

(交際費等に関する申告調整)

		加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 12. について	2 B	1,723,560	, ,

[問] 2. ① 284,966,000 B 2

② 67,266,500 B 2

[問] 3. ① 158,951,263 A 2

[問] 4. ① △38,308,025 B 2

問題 2

		加算すべき金額	減算すべき金額
[問] 1.	2 A	774,000	, ,

[問] 2. 配当とみなされる金額 2 A 660,000

第 2 問 答案用紙< 3 >
(租 税 法)

問題 3

[問] 1. (1)不動産所得に係る総収入金額

1 A 3, 924, 000

(2)不動産所得に係る必要経費の金額

1 A 3, 186, 000

2. 給与所得の金額

2 A 10, 050, 000

3. (1)譲渡所得の金額

1 B 4, 220, 000

(2)譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額

1 A 6, 500, 000

4. (1)一時所得の金額

1 A 2, 500, 000

(2)一時所得の特別控除額

1 A 500, 000

5. 雑所得の金額

2 A 111, 100

問題 4

[問] 1. 総所得金額

2 A 16, 300, 000

2. 外国税額控除の控除限度額

2 C 63, 719

第 2 問 答案用紙＜ 4 ＞
(租 税 法)

問題 5

- [問] 1. 課税標準額に対する消費税額 1 **A** 255,498,984
2. 課税売上割合の計算式の分子の金額 1 **A** 3,605,628,000
3. 課税売上割合の計算式の分母の金額 1 **A** 3,607,509,000
4. 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 1 **B** 236,567,292
5. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの 1 **A** 229,596,432
6. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの 1 **B** 6,970,860
7. 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 1 **B** 224,738,927
8. 個別対応方式による控除対象仕入税額 1 **B** 236,218,749

問題 6

- [問] 1. 1 **B** 345,763,000
- [問] 2. (1) 1 **B** 418,000,000
- (2) 1 **C** 0
- (3) 1 **A** 55,000,000